

令和2年度 橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第37回 議事録（要約）

日 時 令和2年10月9日（金） 18時30分 ～ 20時00分

場 所 川崎市民プラザ 2階会議室

1 会長あいさつ、副会長就任あいさつ

2 議題

(1) 外装・外壁色彩計画について

【概要】

新しい橋処理センターの外装・外壁の色彩について、川崎市（以下「市」という。）から提案した5案で、次の通り住民投票を行うことが確認されました。

開催時期 : 令和2年12月16日 から 令和2年12月22日

投票会場 : 高津区役所、高津区橋出張所、川崎市民プラザ、川崎市地球温暖化防止活動推進センター（ノクティ2 11階 高津市民館内）

広 報 : 川崎市ホームページ（橋処理センター建設工事のページ内）、市政だより高津区版、橋処理センター建設工事のホームページ内新作小学校、（梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校は検討中）

結果公表 : 令和3年2月予定

【発言要約】

事務局 : 【外装・外壁色彩の住民投票方法について説明】

【本協議会で5案から3案にする方法について説明】

会 長 : ご質問・ご意見ありますでしょうか。

市民委員 : 提案してもらっている5案から3案にする必要性がよくわかりません。今回の協議会のために資料を作成していて、協議会で2案少なくするのは如何なものかと思います。多くの人が5つの選択肢から選ぶのも一つの方法ではないでしょうか。

事務局 : 前回の検討協議会の方でもお話させていただきましたが、検討協議会で投票案を決定し、住民投票を行うという話がありました。今回は5案用意させて頂いて、その中の3案で住民投票を行う計画です。5案から3案にするのはもったいないという話もあると思いますが、5案で住民投票を行うのは多いと考えています。実際に他の案件も、3案で投票を行っていることが多く、前回の王禅寺処理センターにおける住民投票や、その他の施設でも大体3案で住民投票を行っているので、今回も3案で提案させて頂いています。

- 市民委員： 我々で2案少なくするという事は、恣意的になってしまいます。せっかくここまでコストをかけているし、思いがあって作られていると思います。こういうものがあるということをお我々が認識しましたので、そのまま5案で住民投票を行うことは、問題がないのではないのでしょうか。
- 事務局： こちらで橋処理センターの色彩として相応しいと考えている5案用意しましたが、相応しくないような案があれば、この場で3案にして頂くというのも必要ではないのかなと思っております。
- 市民委員： でも我々が選ぶとしたら、個人の感覚でしかないのがかなり恣意的です。住民投票では年齢層も若年層からいろいろいらっしゃいますから、せっかく作ったのであればそのまま出せばいいんじゃないかというのが個人的な意見です。
- 会長： 投票総数が何票になるかわかりませんが、要するに一番多い票に決めればよいという、そういうお考えですね。
- 市民委員： 私を含め、皆さん高齢層になるので、我々が選んだものと恣意的になります。5案作っているのであれば、より多くの人に5案見てもらって選んだ方がよいと思います。我々が恣意的に2案少なくするという事自体が、いかなものかということです。
- 会長： 私共委員の結果と、実際に投票してみたら違うということもあります。そういうことを考えた場合、折角作って頂いた案だから5案で投票したらどうかということですが、事務局の方は手続き的にはどうでしょうか。3案と5案と比べて何か具合の悪い事はありますか。
- 事務局： 5案でやるという事に対して、それほど大きな問題はございません。多くの人に見てもらおうというのは嬉しいことだと思っております。ただし、懸案事項として借りる予定の会場の大きさが挙げられます。5案が掲示できるのかということを検討しなければいけません。
- 会長： こういう一つの懸案事項はあるそうです。
- 市民委員： よろしいでしょうか。一体的な建物で見えるように、市民プラザの色と合わせて欲しいです。あんまりかけ離れた色を提案して欲しくありません。
- 事務局： 市民プラザに近い色として、B案があります。B案のボルドーという色がこの市民プラザの外壁に近い色になっております。
- 市民委員： 中央の建物上部が白いですが、なぜこれは色を分けているのでしょうか？
- 事務局： デザインです。
- 市民委員： 目地が入っていますが、これはどのような目地ですか？
- 事務局： 打継目地や、誘発目地というヒビを誘発するような目地をわざと入れてあります。立面図にその目地を表現しています。
- 市民委員： 目地は必要ですか？ある程度の間隔で目地を入れますが、こんなにまちまちの間隔ではないと思います。
- 事務局： 部分的には押出成形セメント板を使っている部分があります。その部分は目

地が他の部分より細かく出ています。

市民委員： 一般の人が見えない部分に目地を作って、お金をかける必要はないと思います。また、色は何で塗るのでしょうか？リシンでしょうか？

事務局： 吹付タイルです。

市民委員： 塗るのであれば、橘リサイクルコミュニティセンターも繋がっているのと同じ色で塗装するのはいかがでしょうか。もう汚くなっていると思います。

事務局： 橘リサイクルコミュニティセンターについては、塗装することになれば同じように塗装します。

市民委員： 周辺の建物も含めた全体のイメージを出して頂いた方が、一般の人にはわかりやすいと思います。また、B案が「市民プラザの色に近い色で提案しています」等、一般の方々がわかりやすいように、コンセプトを書いた方が良いと思います。

会長： 大変に良いご意見だと思います。B案で東、西で色が違いますが。

市民委員： 両側は見えないから問題ないと思います。問題は市民プラザに入ったときに見える北側と東側だと思います。あとは良く見えません。

事務局： 南側については新しく歩行者が入ってこられる構内道路を作ります。そのため南側も見えるようになると思います。

市民委員： それならば、2色にしないで1色の方が良いです。そういうプランを出して欲しい。

事務局： 1色にするのは、景観の担当部署から、全部が一つの面に見えてしまうので好ましくないと、指導がありました。

市民委員： 市民プラザはそんなことをしていません。どこから見ても1色です。出来てみなければわからないですが、立面図を見た限りではあまり良い案がありません。他の委員の意見を聞いてみてください。

市民委員： 全体的な統一イメージとか、景観の担当部署の意見を踏まえて作った案ということではよろしいでしょうか。

事務局： はい。

市民委員： やり方についての質問ですけれども、今日欠席している人が4～5人います。その欠席者は入れないで、我々だけで5案から3案にするのでしょうか。

会長： 出席者が過半数に達しているので、このまま執り行っても良いと思います。後日、事務的にお知らせして、ご意見をもらってもいいですけれども。景観条例を配慮した案であるという説明がありました。

市民委員： 景観条例で、全部1色にはいけないと決まっているのでしょうか。

事務局： 条例で決まっているわけではありません。

市民委員： それならば1色でも良いのではないのでしょうか。

事務局： 担当部署から指導を受けていますので、ご理解ください。

市民委員： 先ほどコスト低減という重要な課題が一つ出たと思います。目地を作ることでコストが変わるのでしょうか。なるべく見栄え良く、コストを下げて、耐

久性があるものという提案だったと私は認識しました。

市民委員： 例えばD案の北側にしても目地の間隔が違います。右側の建物と左側の建物の目地の間隔が違う理由を教えてください。

事務局： 使っている材料が違うためです。鳥瞰図で見てください。下部の方はコンクリートで造っており、下から2層目はECPと呼ばれる押出成形セメント板を使っています。もう一層上はPC板を使っています。それぞれにECPとPC板は、板状の製品のため目地が入ります。目地はどうしても消せないため、意匠の一部だと思っていただきたいと思います。

会長： 残っているのは5案から3案ということですが、如何でしょうか。

事務局： 先程会場の大きさのお話させて頂きましたが、会場に掲示する案の大きさをA1の大きさを予定しております。それを一回り小さいA2サイズにすれば全部入りきると思いますので、A2サイズにすることで5案全部掲示することが可能だと考えております。

会長： 投票技術的な面での支障はないということですか。いかがでしょうか。

事務局： 5案出して3案にする意図について説明します。市が提示した案の中で、委員の方からこの地域にそぐわないと思う案があれば、その案は投票にかけない方が良く考えています。この5案のどの案が採用されてもいいというのであれば、5案で投票を行っても良いと思っています。投票なので、どの案が採用されるかわかりません。そこで、一回見て頂いた方が良くと思います。見て頂いたあとに、意見を頂きたいと思います。

会長： それでは一回見ましょう。

【案の立面図及び鳥瞰図を確認】

会長： それでは3案で投票を行うか、5案で投票を行うかについて、どちらかで決めたいと思います。事務局としては3案で行いたいという意向だと思えますが、我々市民委員でどちらの方が良いのかということを決めていきたいと思っています。決め方として挙手をお願いしたいと思います。まず3案で投票を行った方が良くと思う方、挙手お願いいたします。3です。5案で投票を行った方が良くと思う方、挙手お願いいたします。4対3ですので、5案で投票を行いたいと思います。

事務局： わかりました。

会長： その他に投票する場所等について、ご意見ありますでしょうか。前に東急梶が谷駅に投票所を設けたらどうか、という意見がございましたけれども。

事務局： 梶が谷駅に連絡して、投票所を置かせて頂けないかと依頼しましたが、管理が難しいという理由で断られております。そのため、ここに載っている4か所で提案しております。

市民委員： なるべくたくさんの方の投票を目指しているのでしょうか。

事務局： はい。

市民委員： それならば、この周辺の梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校の児童は、市民プラ

ザに馴染みがありますので、そちらの方にも広報すれば投票も増えると思います。

事務局： 学校と相談した結果、良いという事であれば広報をしたいと思います。

市民委員： 是非、お願いします。

2 事務連絡、その他

(1) 施設名称と次回検討協議会について

【概要】

施設名称についての市民委員からの質問に対する回答をし、併せてご意見を頂きました。また、次回の第38回検討協議会の日程について事務局から連絡する旨の説明をしました。

【発言要約】

事務局： 先日市民委員からご質問を頂いた件がありますので、それを先にこの場でご報告させて頂ければと思います。まず1点目として施設名称について国や県で定められた行政としての統一名称はあるのかというご質問でございますが、国や県によって統一名称というのは定められておりません。市で独自に決めているものとなります。次に、処理場の名前の決定のプロセスを教えて欲しいというご質問です。それに対しては所管する部署で手続きを踏んでいき、市長等へ報告をして、決定していくというものになります。次に、他府県でごみ焼却場がどのような名称になっているのかというご質問についてですが、調査したところ、工場や清掃工場といった名前が広く使われているということでございます。近隣の例を挙げると、横浜では「工場」、東京23区では「清掃工場」という名前になっております。以上がご質問の回答となっております。

市民委員： 私が拘ったのは、例えば処理センターだと、どういう施設なのか分からない事です。東京だと清掃工場という名称で、どういう施設かがストレートにわかります。地図を見ていると、処理センターや、工場と言われても、何の施設かわかりません。そのため、行政間で連絡を取り、統一感がある名称として欲しいと思います。

会長： 全国的に名称を統一した方が良いので、市から国に働きかけて欲しいというご意見です。

事務局： 現状は各自治体で決めて、それが広くその地域で浸透して、馴染まれているという事もございますので、名称変更をするというのは大きな障壁があります。逆に地元の人からは馴染まない名前になってしまうと、混乱を招くと考えています。

会長： 国の方に働きかける事について、市では難しいという事でしょうか。

- 行政委員： ごみ焼却施設で統一名称はありません。市民委員から、どこに行ってもごみ焼却場だとわかるように名称を統一した方が良いという意見も理解できません。しかし、市では処理センターという名前を使っていますが、地域に根付いた名称を、全国で統一することは非常に困難ではないのかと考えられます。統一すると、広い地域で混乱を招きますので、非常にハードルが高いと考えています。
- 市民委員： 市として、そういう提案をして良いのではないかと思います。イメージと名称は非常に重要で、今まで行政では検討していません。その提案が通る、通らないは別ですけれども、市が国に対して提案して頂きたいと思います。こういう会議をやっているのでも、市が動いていくことを望んでいます。ここまですべて終わって構いませんが、そういう要望です。
- 会 長： そういうことで、要望のご検討をお願いしたいと思います。
- 事 務 局： 前回ご提案頂いた新しい橋処理センターの名称変更について、川崎市は市民の混乱を避けるため、同種の施設であれば名称を統一しております。例えばですが、小学4年生ごみ処理については環境学習を行っておりますが、その教科書にも処理センターという名称で記載があります。他にも、リーフレット等様々な媒体で処理センターとして広報しており、市民へ浸透していると考えておりますので、名称変更はインパクトが非常に大きいものとなります。過去に清掃場から処理センターに名前が変わったときも、機構改革という組織全体での大きな変更があったときのものです。今回ご提案頂いた、内容につきましては、今後そういった変化が起きたときに、名称を変更する際に参考にさせて頂きたいと思っております。
- 会 長： 教科書の問題を持ち出しましたけど、教科書は決定して合格するまで時間がかかるため、実態とかなりズレてきます。そのため今の理由は、理由にならないと思います。
- 事 務 局： 一例として教科書を出させて頂きましたが、それだけではなくてかなり広く広報しております。
- 会 長： それは理由にならないです。
- 市民委員： 私もそれは理由にならないと思います。言葉や名称は変化していくものだと思います。市にも柔軟性をもって対応して欲しいと思います。
- 会 長： 今まで事務局も我々も大変な労力をかけてきました。中身は立派なものが出来上がったと思います。言ってみれば可愛い我が子です。可愛い我が子が新しくなるのだから、新しい立派な名前を付けても良いと思います。処理センターという名称をつけているのは全国で川崎市だけです。ごみ焼却場は全国で500近くありますが、清掃工場という名称は多いですが、処理センターという名称は使っていません。
- 市民委員： まだ名称案も決まっていなので、議題にするには早いのではないのでしょうか。

会 長： 案は出します。

市民委員： なんの処理センターか初めて来た人がわからないので、「ごみ」か「廃棄物」は入れて欲しい。「橘廃棄物処理センター」であれば分かります。

会 長： 今度はリサイクルして、生産を行うので工場です。処理場ではないです。

事 務 局： ごみという単語は負のイメージがあると思います。

市民委員： 今、ごみは負のイメージではないです。時代と共に変わっています。ごみ自体を資源と捉えている人も増えています。時代によって言葉は変わるので、今の発言はおかしいと思います。

会 長： 昔、清掃局の局長が、清掃工場という名称にしようとした際に、当時の市長が「何も生産しない場所だから、工場じゃないので場にした方が良い。清掃場が良い。」と言ったという話があります。その後、今の処理センターに全部一斉に変えました。変えようと思えば、変えられます。

市民委員： 時間がかかるので、この議題は次回にしてはいかがでしょうか。

会 長： これくらいにしまして、事務連絡よろしいですか。次回の件です。

事 務 局： 次回の検討協議会については、内容と開催時期が決まりましたら、連絡させて頂きますので、よろしく願いいたします。今回の協議会の内容は以上となります。

—以上